

# 三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款

## (約款の趣旨)

**第1条** この約款は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）の三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード（以下「カード」といいます。）を利用して行うことができる取引の内容、その他カードに関する取決めです。

2 この約款に定めのない事項については、証券取引約款、MRF累積投資約款等により取扱います。

## (カードの発行)

**第2条** 当社に証券総合口座を有し、この約款を承認し、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、カードをお申込みいただき、当社がこれを認めたお客さま（以下「カード利用者」といいます。）にカードを発行します。

## (カードの利用目的)

**第3条** カード利用者は、第6条で定める取引を行うためにカードをご利用できます。

## (カードの貸与と利用方法)

**第4条** 当社はカード利用者に対しカードを貸与します。

2 カードの所有権は当社に属し、カード利用者は善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。また、カード利用者は当社から請求のあった場合には直ちにカードを返還するものとします。

3 カード利用者はカードのお申込み時に暗証番号を当社に届け出るものとします。

4 カードおよび暗証番号はカード利用者本人のみが利用できるものとします。カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

5 カードの有効期限は別途定める場合があります。

6 カードは他人に譲渡、貸与、質入れまたは担保に供することはできません。

## (提携先ATM等による利用)

**第5条** カード利用者は、当社が現金自動取引機等（以下「ATM等」といいます。）による現金預入支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の設置するATM等での取引にカードを利用することができます。

## (提携先ATM等での取扱方法)

**第6条** カード利用者は、提携先のATM等によりカードを確認し、ご使用の暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合、次の取引を行うことができます。

(1) 国際のMRF（マネー・リザーブ・ファンド、以下同じ。）、三菱UFJMRF、三菱MRFおよびダイワMRF（以下あわせて「MRF」といいます。）のお預入れおよびお引出し。

この場合、カード利用者からその都度の所定の引出請求書等の受入れは不要とします。

(2) その他、証券取引その他当社が取り扱う商品に関する取引のうち当社が定めた取引。

2 提携先のATM等を利用して現金をお預入れまたはお引出しいただける金額は、当社の定めた金額（お客さまが限度額を指定した場合には当該金額）の範囲内とします。

ただし、提携先のATM等により異なる場合があります。

3 停電、故障等により提携先のATM等のお取扱いができないときは、当該提携先窓口でのお取扱いは受けられません。

## (取扱いの制限)

**第7条** 当社は、次のいずれかに該当する場合は、カード利用者には通知することなくカードの利用を制限させていただきます。なお、この制限により生じるカード利用者の損害については、当社は一切責任を負いません。

(1) 返還していただく必要のある証書等がある場合

(2) カード利用者の口座に立替金がある場合、信用取引等の委託保証金等が不足する場合

(3) 当社よりカード利用者のお届出住所宛に送付した郵便物が住所変更手続きが行われていないなどの理由により返戻された場合

(4) 当社が取引の健全性に照らし、不相当と判断する場合

(5) その他、当社の定める未精算事項のある場合

(6) 第3条に定める利用目的に反する利用がなされている場合

(7) お客さまによるカード利用が不相当であると当社が認めた場合

## (カードの紛失、盗難)

**第8条** カードを紛失した場合、また偽造・盗難にあった場合など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合は、すみやかに所定の手続きにより当社まで届け出ていただきます。

2 カードを喪失した場合のカードの再発行は当社が適当と認めた場合に行い、その際に保証人による保証を求めることがあります。

## (届出事項の変更)

**第9条** 氏名、暗証番号、印鑑、その他の届出事項に変更があったときは、カード利用者は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。このお届出以前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

**(解約等)**

**第10条** この約款による契約は、次の事由に該当したときに解約され、以後カードのご利用はできなくなります。

- (1) カード利用者が、当社所定の方法により当社との取引の取止めまたはカードの利用の取止めをお申出になったとき
  - (2) カード利用者が、当社所定の方法により証券総合口座の解約手続きを行ったとき
  - (3) 証券取引約款の定めに基づき証券総合口座が解約されたとき
  - (4) カードの改ざん、不正使用等、当社がカードの利用を不適当と認め、この約款による契約の解約を通知したとき
  - (5) 第2条に基づき当社がカードを発行した後、当社の定める期間内にカード利用者がカードを受領されないとき
  - (6) カードによるお預入れまたはお引出しがなく当社が定める一定期間を経過したとき
- 2 前項に基づきこの契約が解約される場合、カード利用者は、カードを当社へご返却いただくものとします。ただし、以下のいずれかの場合には当社へのカードのご返却は不要とします。
- (1) カード利用者が、カードに切り込みを入れて破棄することを当社所定の方法によりお申出いただく場合
  - (2) カード利用者が、カードを紛失されている場合等、返却できないことを当社所定の方法によりお申出いただく場合
  - (3) 当社がカードのご返却を不要と認めた場合
- 3 前項(2)において、カードを発見された場合には、すみやかに当社に返却してください。ただし、前項(1)によるお申出をいただいた場合はこの限りではありません。

**(免責事項)**

**第11条** カードまたは暗証番号につき、照合等により暗証番号の一致を確認したお支払いについて生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

**(偽造・盗難カードの特例措置)**

**第12条** 前条にかかわらず、真正カード(本約款第2条に基づきカード利用者に交付されたカードであって、金融商品取引法第2条第8項に定める金融商品取引業務および同法第35条第1項に定める付随業務に伴いカード利用者からお預りした資産に係るATM等を通じた金銭の引出し(以下「ATM引出し」といいます。)のための機能を有するものをいいます。以下同じ。)以外のカードにより、不正なATM引出しが行われた場合には当社は以下の取扱いをいたします。

- (1) 偽造カード(真正カード以外のカードその他これに類似するものをいいます。以下同じ。)によるATM引出しがなされたカード利用者に対して、当該ATM引出しによって引出された金銭に相当する金額(当該ATM引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引落とされている場合は、その金額を含みます。以下同じ。)の補償をいたします。
- (2) 盗難カード(盗取された真正カードをいいます。以下同じ。)によるATM引出しがなされたカード利用者に対して、次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、当該ATM引出しによって引出された金銭に相当する金額の補償をいたします。
  - イ カード利用者が当該盗難に気付いてから、速やかに当社への通知が行われていること
  - ロ 当社の調査に対し、カード利用者より、遅滞なく当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること
  - ハ カード利用者が当社に対し、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

**(偽造・盗難カードに係る補償の責任の免除)**

**第13条** 前条第1項(1)に定める当社の偽造カードに係る補償の責任については次に掲げる事由による場合には免じられます。

- (1) 当社がカード利用者の故意により当該ATM引出しが行われたことを証明した場合
  - (2) 当社が当該ATM引出しについて善意でかつ過失がなく、かつカード利用者の重大な過失により当該ATM引出しが行われたことを当社が証明した場合
- 2 前条第1項(2)に定める当社の盗難カードに係る補償の責任については、次に掲げる事由による場合には免じられます。
- (1) 当社がカード利用者の故意により当該ATM引出しが行われたことを証明した場合
  - (2) 当社が当該ATM引出しについて善意でかつ過失がないことおよび次のいずれかに該当することを証明した場合
    - イ 当該ATM引出しがカード利用者の重大な過失により行われたこと
    - ロ 当該ATM引出しがカード利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと
    - ハ カード利用者が、被害状況に係る当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - (3) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当社が証明した場合

- (4) 前条第1項(2)イに定める当社への通知が、当該盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたATM引出しが最初に行われた日)から2年を経過する日後に行われた場合
- (5) 当該ATM引出しが、前条第1項(2)イに定める当社への通知がなされた日の30日(当該通知をすることができないやむをえない事情があることをカード利用者が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数)前の日の前に行われていた場合

#### (盗難カードに係る補償の一部減額)

**第14条** 前2条にかかわらず、当社による盗難カードに係る補償は、当社が当該ATM引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意かつ無過失であることおよびカード利用者に過失(重大な過失を除く)があることを当社が証明した場合は当該ATM引出しによって引出された金銭に相当する金額の4分の3またはそれ以上の金額といたします。

#### (請求権の移転)

**第15条** 当社が、カード利用者に対し、偽造カードまたは盗難カードに係る補償を行った場合には次のいずれかに掲げる請求権の全部または一部が当社に移転するものとします。

- イ 偽造カードまたは盗難カードを用いて行われたATM引出しが弁済または貸付けの効力を有しない場合にカード利用者が当社に対して有する当該ATM引出しに係る顧客資産の返還請求権
- ロ 偽造カードまたは盗難カードを用いて行われたATM引出しが弁済または貸付けの効力を有する場合にカード利用者が当該ATM引出しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権

#### (約款の変更)

**第16条** この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

### ご利用に際してのご注意事項

- ① 他人に暗証番号を知らせたり、カードを渡さないようにしてください。
- ② 暗証番号をカードに書き記し、携行・保管しないでください。
- ③ 暗証番号は生年月日、ご自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバー、ロッカー、貴重品ボックスなど金融機関取引以外で使用する番号としないようにしてください。
- ④ 暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともにカードを携行・保管しないようにしてください。
- ⑤ 暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、カードとともに携行・保管しないようにしてください。
- ⑥ カードを容易に他人に奪われる状態に置かないようにしてください。
- ⑦ カードは高温、磁気等を嫌いますので保管にはご注意ください。
- ⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社(フリーコール 0120-03-2344)までご連絡ください。

\*①②は三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款における重大な過失の典型例です。

\*③④⑤⑥は三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款における過失の典型例です。

\*⑧は当社に偽造・盗難カードの補償を請求する場合必要となります。

2023年7月